平成２１年（フ）第８１４号
北九州市八幡東区大宮町６番８号
債務者　西口　郁子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８３５号
福岡県遠賀郡岡垣町松ケ台１丁目５番16号
債務者　大畑　美樹
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８７６号
北九州市小倉南区湯川新町４丁目26番35―308号
債務者　棚田　　進
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８７７号
北九州市小倉南区湯川新町４丁目26番35―308号
債務者　棚田　和子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８９６号
北九州市戸畑区牧山１丁目10番６号
債務者　両電システムこと　両羽　泰史
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９１６号
北九州市門司区柳町１丁目６番10号
債務者　藤岡　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９２７号
北九州市八幡西区大畑町18番８―303号
債務者　大石　栄美（旧姓麻生）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５３６号
奈良市古市町1569番地の18
債務者　河野　正男
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５３７号
奈良市古市町1569番地の18
債務者　河野　清野
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４６２号
青森市大字新城字平岡160番地992
債務者　毛内　弘子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
神奈川県横須賀市長坂１丁目１番２―101号
債務者　小笹　雄一
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１９１号
神奈川県横須賀市長坂１丁目１番２―101号
債務者　小笹　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１９９号
神奈川県横須賀市公郷町６丁目７番地１　横須賀グリーンハイム307
債務者　堀越千絵子（旧姓小野・藤原）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２０１号
神奈川県横須賀市汐見台２丁目17番８号
債務者　山下　広輝
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２０９号
神奈川県横須賀市武３丁目20番15号　アシュレ横須賀・武Ｂ302
債務者　山田　広美
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２２０号
神奈川県横須賀市三春町４丁目35番地４　さくら荘101
債務者　飯野　孝男
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第７９０号
奈良県生駒郡三郷町勢野北４―13―１財団法人信貴山病院ハートランドしぎさん、住民票上の住所奈良県生駒郡安堵町大字窪田172番地
債務者　森中眞紀子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所